

神奈川県知事 黒岩祐治様
教育長 桐谷次郎様

学校休校要請に対する対応について緊急要望

2020年3月6日
神奈川ネットワーク運動・青葉

2月27日、安倍総理大臣は、小・中・高・特別支援学校に向けて、3月2日からの臨時休校要請を行いました。突然の要請を受け、県下各自治体は、様々な対応を打ち出していますが、準備期間が十分とは言えない中で、学校関係、各事業者、そして保護者、ひいては、社会・経済に大きな影響を及ぼしています。県として、休校により子どもたちが、不利益を受けることや孤立することがないように配慮を行うとともに、国に対しても必要な対策を求めてください。

要望項目

- 1 特別支援学校の留守家庭児童・生徒の居場所をまずは福祉事業所とする県の対応には、本来の感染予防の観点から問題があります。一斉休校の結果、放課後等デイサービスには、通常の教室よりたくさん子どもたちが集まっているケースもあり、感染予防の観点から利用を控えると言う保護者の声も聴かれます。このような時だからこそ、環境の整った学校施設も活用されるべきと考えます。特別支援学校の留守家庭児童・生徒の居場所を拡大し、安全な受け入れに努めてください。
- 2 横浜市・川崎市は、特別支援学校においても緊急受け入れを実施し、給食の提供も行っています。横浜市や川崎市に居住する児童・生徒は、それぞれの状況によって県立特別支援学校にも在籍していますが、市民として等しく支援されることが望ましいと考えます。横浜市、川崎市と同様の受け入れを検討してください。
- 3 教育課程が終了しない場合など、ICT等を活用した代替措置の検討をしてください。
- 4 入学試験については、受験機会の剥奪とならぬよう最大限の配慮を行ってください。
- 5 県下の公立学校において、休業によって発生する損失（給食のキャンセル・福祉サービスや居場所事業の利用料など）については国の責任で補償することを求めてください。
- 6 県内自治体や企業の状況の把握につとめ、それらの要望も踏まえて必要な対策を国に求めてください。さらに、保護者の経済支援や休業補償の詳細、また、正規・非正規を問わない新たな助成金制度についても、その詳細について早期に明らかにすることを求めてください。

以上の点を踏まえ、市民の負担軽減の観点から定期的な対応の見直しを行い、現場、当事者に寄り添った対策を行なっていただきますよう強く要望いたします。